

日社福士 2018-87  
2018 年 5 月 30 日

## 2019 年度予算・制度に関する提案書

公益社団法人日本社会福祉士会  
会長 西島 善久



公益社団法人日本社会福祉士会は、人びとの尊厳を尊重し、住み慣れた地域の中で安心して共に暮らせる社会の実現に努めることを憲章で定めている、都道府県社会福祉士会を会員とする専門職団体です。

私たちは、社会福祉士の援助を必要とする人びとの生活と権利を擁護するため、以下の事項について提案します。

### 【厚生労働省社会・援護局関係】

#### ○包括的な相談支援体制の構築・維持に向けた一体的実施の推進

平成 29 年 3 月 31 日付けにて、厚生労働省健康局健康課長、雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局地域福祉課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長及び老健局振興課長の連名にて、「地域づくりに資する事業の一体的な実施について」の通知が発出されたところですが周知が行き届いているとは言い難い状況にあります。

地域共生社会の実現に向け、各市町村地域において、地域生活課題に対応する分野横断的な相談窓口の設置にあたって一体的な実施の推進が図られるよう必要な措置を講ずるとともに、社会福祉士の一体的な運用がなされるよう配置基準等の緩和をお願いします。

#### ○生活保護業務における社会福祉士の配置促進の検討

生活保護のケースワーカー任用に関して、現行の社会福祉主事任用要件だけでは、生活保護世帯の増加とともに多様化・複合化する住民ニーズに対応することは困難です。

昨年 1 2 月に公開された「生活困窮者自立支援及び生活保護部会」の報告書において、「自立相談支援機関の相談支援員に社会福祉士などの資格を求めることについても、検討を行うべきである。」と記載がありましたが、生活保護を担当する職員に関しても、自立相談支援機関の相談員と同様に社会福祉士などの有資格者の配置促進について検討して頂きますようお願いいたします。

#### ○生活保護における権利擁護扶助の創設

生活保護受給者の成年後見人等報酬及び日常生活自立支援事業利用費用を、「権利擁護扶助」として生活保護制度に位置づけてください。

これにより、自治体間の格差無く、全国一律に、必要な方が必要な制度を利用できます。

#### ○生活保護制度（就労支援の強化）の見直し

生活保護制度において就労支援は自立助長の観点から重要ですが、本人の生活歴や適性等に配慮して慎重に進める必要があります。これらに配慮し、さらに「就労の場が確保されているのか」、「継続して就労できる環境にあるのか」なども考慮して進めないと、被保護者本人の意思に反した強制と受け取られ、十分な効果が得られないおそれがあります。就労支援の推進に当たっては、これらの事項に十分に配慮して進めるようお願いいたします。

#### ○生活保護制度（母子加算）の見直し

母子加算の見直しに当たっては、社会保障審議会生活保護基準部会報告書に記載されているように、子どもの貧困対策や子どもの健全育成に逆行することのないよう、十分配慮してください。

#### ○生活保護の対象者に外国人を含める生活保護法の改正

生活保護法における外国人の扱いについては、現状においても厚生労働省の通知を根拠として、各自治体は一定の在留資格を有する外国人に対して人道的な観点から行政措置として、生活保護法を準用しています。

我が国が人道に基づき、国籍に関わらず誰でも健康で文化的な最低限度の生活を送ることができる国であることを示すためにも、外国人に対する生活保護法の適用について、検討をお願いします。

#### ○生活困窮者自立支援法の対象に外国人が含まれることの地方自治体への周知

生活困窮者自立支援法では、地域で生活する福祉の支援を必要としている外国人について、在留資格に関係なく対象としていることは評価されるべきです。残念ながら、一部地方自治体においてこの点が十分に周知されていない例があるので、このことについて各自治体に対して周知するようお願いいたします。加えて、外国人が対象であることについて法令・通知等において明確にするようお願いいたします。

#### ○無料低額宿泊所への社会福祉士の配置促進

2017年8月に千葉県内の無料低額宿泊所において、暴行死事件が発生しています。このような現状において事業の専門職対応が問われております。

2018年3月1日に行われた「社会・援護局関係主管課長会議」において、いわゆる「貧困ビジネス」への規制強化のための法改正と、具体的な基準の検討を行う旨の説明がありました。

現行基準では、「施設長の要件」として「社会福祉法第19条各号のいずれかに該当する者」と表記されているものの、「社会福祉士」の明記にはいたっておりません。同様に「職員の要件」においても「可能な限り、社会福祉主事の資格を有する」という表記に

止まっています。

今後、各種基準を検討するに当たっては、社会福祉の専門性を一定以上有する「社会福祉士の配置を原則、要件とする」など、明確な記載と、その促進のご検討をお願い致します。

#### ○生活困窮者自立支援法自立相談支援事業における主任相談支援員及び相談支援員への社会福祉士の配置

生活困窮者自立支援法案に対する附帯決議により自立相談支援機関においては、社会福祉士等のソーシャルワーク専門職の配置を検討し、適切な措置を講ずることとされています。また、主任相談支援員の研修受講要件として社会福祉士等の国家資格と実務経験が必要とされています。

そのため、実際に半数近くの同機関に社会福祉士が配置されていますが、アウトリーチの必要な生活困窮者への個別支援を通して地域資源開発、地域づくり（ソーシャルアクション等）を進めるためにも、主任相談支援員は社会福祉士等の有資格者を原則とするようにしてください。また、ソーシャルワークのための諸条件の整備が求められる中で相談体制を強化していくためにも、相談支援員にも社会福祉士の配置をお願いします。

#### ○生活困窮者自立支援法 住居確保給付金の要件緩和

生活困窮者自立支援法における初期相談段階における対応として、安定した住居の確保のための条件整備は必要不可欠です。しかし、現行の住宅確保給付金は、家賃補助（三カ月）の対象を離職者に限定しており、例えば、敷金を用意できずネットカフェを転々とし就労している人が安定した生活基盤を築くためにこの給付は活用できません。また地方自治体の予算措置の状況も格差があります。これらの実情を踏まえ、自立支援のための同給付の対象の拡大と自治体の予算確保等について必要な措置を講じてください。

#### ○地方自治体における自殺予防対策担当窓口への社会福祉士配置促進

本会は、2010年6月、全国大会（秋田大会）において、自殺予防の対策に取り組むことを宣言しました。その取組のひとつとして、2016年より厚生労働省「自殺防止対策事業」において、生活困窮者自立相談支援機関や、地域包括支援センター等に配置されている社会福祉士が活用することを想定したアセスメントツールや研修プログラムを開発し、全国的な人材養成を目指しています。

地域レベルの実践的な自殺予防対策を進めていくためにも、自殺にかかわる専門相談窓口や予防に関する政策立案にかかわる専門職として、市町村など地方自治体における社会福祉士の配置を促進するようお願い致します。

#### ○地域生活定着促進事業における予算の安定確保

全国の地域生活定着支援センターでは、矯正施設退所予定者が帰住先の都道府県で必要な支援が受けられるよう広域調整を実施しています。

地域生活定着促進事業の維持・継続発展の為に安定的な予算（基準額）を確保するようお願い致します。

また、都道府県の中には、基準額の4分の1の負担をせず、基準額の4分の3を委託料としているところがあります。国庫補助基準額は、事業の安定的な運営に必要な最低額を見込んでいると考えられますので、都道府県が国庫補助基準額以上の委託金額とするよう、都道府県に働きかけてください。

### ○新たな社会福祉サービスの受け皿としての「社会福祉士法人（仮称）」の創設

地域共生社会の実現には、制度横断的な知識を有し、包括的な相談支援と協働の中核の役割を担うソーシャルワーク専門職の活用が重要です。地域の実情に合った柔軟な仕組みを構築するためには、従前の法人とは別にソーシャルワーク専門職である社会福祉士が設立できる法人格として社会福祉士法人（仮称）の創設が有効であると思いますので、その制度化について検討をお願いします。

#### 【厚生労働省 障害保健福祉部関係】

### ○障害者が身近な圏域で相談できる体制の整備

障害者の相談支援に重要な基幹相談支援センターの整備が進んでいないなど、相談支援の体制整備は十分とはいえない状況です。

2018年度報酬改定において、相談支援に関する各種加算が創設され、その中で主任相談支援専門員の配置を要件とした特定事業所加算が創設されたことは評価できます。必要な相談支援体制を整備していくためにも、主任相談支援専門員の養成体制を整備するとともに、相談支援専門員の人材不足が解消するための必要な方策を実施してください。

### ○地域における生活の維持及び継続の推進

地方自治体では地域生活支援拠点の整備に取り組むこととなっていますが、残念ながら進んでいない現状です。大きな原因の一つに、運営に必要な費用が予算化されていないことがあげられます。24時間の居宅介護事業所の待機職員の人件費、相談支援専門員の人件費など、出来高による収入では賄いきれない費用を予算化しなければ推進が困難です。2018年度報酬改定において相談支援及び一時保護についての各種加算が創設され、一定の前進は見られますが、地域生活支援拠点の整備・運営に要する費用を予算化してください。

### ○障害児・障害者への福祉サービス提供体制の基盤整備

障害児支援の提供体制の確保に関しては、障害児のみに焦点をあてるのではなく、保育所、幼稚園、認定こども園にも発達障害児等の受け入れができるよう、インクルーシブシステムの構築が必要です。成長期におけるインクルーシブシステムの構築は、その後の地域共生社会の実現に欠かす事のできないシステムとなるからです。障害の有無にかかわらず幼児が共に成長できる環境を整備してください。

#### 【厚生労働省 老健局関係】

### ○地域支援事業の推進に係る地域包括支援センターの強化に伴う人材確保

地域包括ケアシステムの深化・推進に向け、中核機関である地域包括支援センターの

機能強化が求められており、地域包括支援センターの体制に関する適正な評価として単身世帯の割合や複合的な課題を抱える世帯数等を評価基準に加え、社会福祉士をはじめとする必要な人員の増員を促すよう、必要な措置を講じてください。

### ○介護報酬における社会福祉士配置による加算

養護老人ホーム及び特別養護老人ホームにおける生活相談員の資格要件では、社会福祉士に限らず、その「同等以上の能力を有すると認められる者」を認めており、総務省がこれを徹底するよう勧告しています。

障害福祉サービスにおいては、社会福祉士等の配置に対して福祉専門職員配置等加算が算定されており、また 2018 年度からは介護保険事業所が障害福祉サービスを提供する共生型サービスにおいても同様の加算の対象となっています。また、診療報酬においても社会福祉士配置による加算が認められています。これらを踏まえ、介護報酬においても同様に社会福祉士の配置による加算を認めるようお願いします。

### ○成年後見制度利用支援事業の必須事業化

2017 年 3 月に成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定され、全国どの地域に住んでいても、必要な人が成年後見制度を利用できるような地域体制の構築を目指すこと、そのための制度の利用に係る費用等に係る助成について検討が行われることが望ましいことが明記されています。

必要な方が成年後見制度を利用できるよう、生活保護受給者の成年後見人等報酬を「権利擁護扶助」として生活保護制度に位置付けるとともに、生活保護受給に至らない（あるいは生活保護受給を望まない）低所得者や生活困窮者においても、必要な人が成年後見制度を利用できるよう、成年後見制度利用支援事業が必須化されることが必要です。

成年後見制度利用支援事業は、障害者総合支援法（地域生活支援事業）では既に必須事業であり、介護保険法（地域支援事業）でも必須事業とするようお願いします。

#### 【厚生労働省 子ども家庭局関係】

### ○児童相談所長による未成年後見人選任支援と未成年後見人支援事業の運用推進

2011 年の法改正により、児童相談所長は、親権者がいない児童についてその福祉のために必要があるときは未成年後見人選任の請求をしなければならないことが児童福祉法に明記され、同時に未成年後見人支援事業が開始されました。

しかし、2016 年度の児童相談所長による未成年後見人選任申立ては 68 件に留まり、支援事業の運用も広がっていません。児童相談所職員の多くが未成年後見人選任の役割と支援事業自体を理解できていないため、児童相談所が関わりながら未成年後見人支援事業が適用されず、無報酬無保険で後見人を受任している事例が各地で発生しています。児童相談所長による未成年後見人選任支援の役割と未成年後見人支援事業の運用に関する周知の徹底と推進をお願いします。

### ○親権者が関わりを拒絶している児童養護施設等の入所児童への未成年後見制度の活用

今般の児童福祉法の改正では、児童の権利に関する条約の精神に則り、子どもが適切

に養育されること、その生活が保障されることが明記されました。

しかしながら、児童養護施設や里親等で暮らす児童の親権者の中には、子どもとの関わりを持とうとしない者や、施設等から連絡をとることすら難しい者の存在が聞かれます。

このような場合に、親権者の実態把握を行った上で、親権者がいない子どもに限らず、適切な親権行使のなされていない子どもたちへの積極的な未成年後見制度を活用するようお願いいたします。

#### ○子育て世代包括支援センター等、市区町村への社会福祉士配置促進

「ニッポン一億総活躍」等に基づき、2020年度末までに地域の実情等を踏まえながら、全国展開を目指すこととされた子育て世代包括支援センターでは、これまで配置されていた保健師や助産師、看護師といった医療職に加えて、ソーシャルワーカー等の福祉職を配置することが望ましいことが示され、また、「新しい社会的養育ビジョン」でも、保育所へのソーシャルワーカーの配置が提言されたところです。

地域における「子どもの最善の利益」を実現する子ども専門のソーシャルワーカーは市区町村に配置されてこそ、その能力が発揮できます。子育て世代包括支援センターをはじめ、保育所、放課後児童クラブ、学校、児童館等の子どもの集う場所への社会福祉専門職の配置や巡回相談・支援は有効と考えられますので、市区町村へ福祉専門職である社会福祉士の配置を促進してください。

#### ○里親委託において同性パートナー関係にある者が委託対象となることの明確化

里親委託において、同性パートナー関係にある者に対して里親委託が行われる都道府県がある一方、実質的に里親に認定しない基準を有する都道府県があることが指摘されています。里親の担い手として、同性パートナー関係にある者を排除すべき理由はありません。同性パートナー関係にある者も里親委託の対象となることについて、法令・通知・ガイドライン等において明確化するようお願いいたします。

#### 【法務省関係】

##### 人権擁護局

#### ○本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ対策法）における対象者の拡大

2016年6月に成立した「ヘイトスピーチ対策法」の対象者である、「適法に居住する者」について、対象を拡大し「日本に滞在する者」としてください。

本法第2条で定義されている「差別的言動」は、適法に居住しているか否かに関わらず、あってはならないものと考えます。「『本邦外出身者に対する不当な差別的言動』以外のものであれば、いかなる差別的言動であっても許される」との理解は誤りであり、との衆参両院の付帯決議の主旨を明確化するためにも、法の改正をお願いいたします。

##### 大臣官房秘書課

#### ○司法と福祉の連携の円滑化のための体制整備

司法と福祉の連携が円滑にできるよう、(1)アセスメントするための面接時間(接見時間延長等)の配慮、(2)診断書作成や介護保険、障害区分認定申請等、福祉手続きの円滑化、(3)被疑者・被告人への支援における福祉関係者の報酬確保、をお願いします。

また、矯正施設、保護観察所、検察庁等へ配置されている社会福祉士がソーシャルワーク機能を発揮できるよう、ご配慮願います。

## 最高裁判所

### ○家庭裁判所における参与員の活用

参与員制度は、国民の良識を反映させるために、2004年度に人事訴訟にも拡大されたものですが、社会福祉士が参与員として関与することで効果を上げている例もあると聞いています。

家庭裁判所の後見業務において、総合的な判断ができる福祉人材として社会福祉士を参与員に活用することについて検討をお願いします。当面、社会福祉士を参与員として活用することについて、各家庭裁判所に対して周知いただくようお願いいたします。

## 【内閣府関係】

### 内閣府政策統括官（防災担当）

#### ○災害時における福祉・介護サービス提供者の災害救助法適用

高齢化や医療の発達に伴い福祉・介護サービス利用者は年々増加しています。福祉・介護サービス利用者にとって、サービス供給はライフラインであり、発災時においてもサービスが途切れずに供給されることが非常に重要です。

災害救助法第7条で、医療、土木建築工事又は輸送関係者については従事命令を規定していますが、発災時においても止めることができない福祉・介護サービス提供者について、これらと同様に災害救助法の適用としてください。

### 内閣府政策統括官（防災担当）

#### ○災害福祉広域支援ネットワークの制度化

福祉分野において、災害発生直後からの能動的・機動的な対応や、被災地外からの支援と被災地ニーズとのマッチング調整等について包括的・継続的に支援する仕組みを構築する必要があります。そのため、厚生労働省においては2012年度から都道府県単位の災害福祉支援ネットワークの構築が推進され、2016年6月現在で13都道府県において構築されています。

今後、全国どこで発災してもDMATのように福祉・介護サービスが発災時にも途切れることなく必要な方に提供される制度が必要です。

このような取組を、災害救助法等の法制度に位置付け、防災基本計画等に盛り込まれるようお願いいたします。

## 【文部科学省関係】

#### ○スクールソーシャルワーカーの常勤配置化の推進

スクールソーシャルワーカーは、児童生徒やその家族と信頼関係を築き、関係機関と

の調整や地域の社会資源の活用や開発、ネットワーク構築などが行えることが必要です。週に1~2回の勤務では実現が困難ですが、常勤職であれば児童生徒に継続的な対応が可能となり、より適切な支援を行うことができます。

また、文部科学省では2019年度までに全中学校区（約1万か所）にスクールソーシャルワーカーを配置することを目標としていますが、常勤採用であれば社会福祉士や精神保健福祉士が業として選択することができ、人材確保につながります。

「児童生徒の教育相談の充実について」（教育相談等に関する調査研究協力者会議2017年1月）においても学校及び教育委員会に常勤のスクールソーシャルワーカーを配置するとされており、より一層の常勤化を図るようお願いします。

### ○スクールソーシャルワーカーのスーパーバイザー配置に向けた職能団体の活用推進

毎年47名のスーパーバイザー配置が予算化されていますが、スーパーバイザーはスクールソーシャルワーカーがその職責と機能を遂行できるよう指導する業務であり、高い専門性が求められます。

日本社会福祉士会はスクールソーシャルワーカーへの研修会の開催や、スーパーバイザーの養成を行うとともに、多くの都道府県社会福祉士会が子どもの支援に関する委員会を組織しており、団体としてのバックアップが可能となっています。

「児童生徒の教育相談の充実について」（2017年1月）にあるとおり、スーパーバイザーは、スクールソーシャルワークの実践経験のある者が担う必要があります。スーパーバイザーの専門性を高める研修会を本会に委託するようお願いします。

### ○教職員等がソーシャルワークを学ぶ機会の確保

学校でソーシャルワークが機能するためには、スクールソーシャルワーカーの常勤配置や適切なスーパーバイザーの存在とともに、教員のソーシャルワークに関する理解が欠かせません。教員がソーシャルワークを理解すれば、スクールソーシャルワーカーとの連携や協働が円滑となり児童生徒やその家族への支援がより早く、より適切に行えます。

そこで、初任者研修や10年経験者研修などの法定研修に専門職との連携に関する科目を義務づけるとともに、教職課程でも必須科目に位置づけるなど、すべての教員にソーシャルワークを学ぶ機会が得られるようにしてください。

#### 【総務省関係】

以下の2項目については、厚生労働省に対して提案していますが、総務省におかれましても地方自治体の職員配置に係る内容ですので、ご協力をお願いいたします。

### ○地方自治体における自殺予防対策担当窓口への社会福祉士配置促進

本会は、2010年6月、全国大会（秋田大会）において、自殺予防の対策に取り組むことを宣言しました。その取組のひとつとして、2016年より厚生労働省「自殺防止対策事業」において、生活困窮者自立相談支援機関や、地域包括支援センター等に配置されている社会福祉士が活用することを想定したアセスメントツールや研修プログラムを開発し、全国的な人材養成を目指しています。



地域レベルの実践的な自殺予防対策を進めていくためにも、自殺にかかわる専門相談窓口や予防に関する政策立案にかかわる専門職として、市町村など地方自治体における社会福祉士の配置を促進するようお願いします。

#### ○子育て世代包括支援センター等、市区町村への社会福祉士配置促進

「ニッポン一億総活躍」等に基づき、2020年度末までに地域の実情等を踏まえながら、全国展開を目指すこととされた子育て世代包括支援センターでは、これまで配置されていた保健師や助産師、看護師といった医療職に加えて、ソーシャルワーカー等の福祉職を配置することが望ましいことが示され、また、「新しい社会的養育ビジョン」でも、保育所へのソーシャルワーカーの配置が提言されたところです。

地域における「子どもの最善の利益」を実現する子ども専門のソーシャルワーカーは市区町村に配置されてこそ、その能力が発揮できます。子育て世代包括支援センターをはじめ、保育所、放課後児童クラブ、学校、児童館等の子どもの集う場所への社会福祉専門職の配置や巡回相談・支援は有効と考えられますので、市区町村へ福祉専門職である社会福祉士の配置を促進してください。